# 今後の地震・津波対策の方針 ~減災社会の構築を目指して~

平成 24 年 12 月 20 日

# 1 はじめに

- ○本県では、東海地震等を対象とする第3次地震被害想定(平成13年5月発表。以下「第3次想定」という。)において推計された被害を、可能な限り減らすための具体的な対策を取りまとめた「地震対策アクションプログラム2006」(平成18年6月策定)に基づき地震対策及び津波対策を推進している。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な津波災害(東日本大震災)を機に、これまでの津波対策の総点検を行い、当面実施すべき対策を「ふじのくに津波対策アクションプログラム(短期対策編)」(平成23年9月策定)に取りまとめ、津波対策の強化を図ったところである。
- ○東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定の限界、津波常襲地での避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、行政機能を喪失した市町村の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。
- ○現在、本県では、被災地への支援活動等を通じてこうした東日本大震災の教訓に 学びつつ、国による南海トラフ巨大地震の被害想定との整合を図りながら、第4 次地震被害想定(以下「第4次想定」という。)の策定に取り組んでおり、平成 25年6月を目途に取りまとめる予定である。
- ○これに合わせて、本県の防災対策の基本となる「静岡県地域防災計画」を見直すとともに、第4次想定において推計された被害を、可能な限り減らすための具体的な対策を取りまとめた、地震・津波対策アクションプログラム 2013 (仮称) (以下「新アクションプログラム」という。)を策定し、地震・津波対策を充実・強化することとしている。
- ○この方針は、第4次想定を踏まえた静岡県地域防災計画の修正及び新アクション プログラムの検討等を行う際の基本的な考え方を示すものであり、本県の地震・ 津波対策を充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減するこ と、いわゆる「減災」を目指すものである。
- ○今後、第4次想定を公表するまでの間において、新たに対策が必要とされる課題が明らかになった場合は、この方針を適宜見直すこととする。

### 2 対象とする地震・津波

○第4次想定では、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波

対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ側と相模トラフ側で、それぞれ次の二つのレベルの地震・津波を対象としている。この方針も、二つのレベルの地震・津波を対象とする。

- (1) 発生頻度が比較的高く(駿河トラフ・南海トラフ側では約100年~150年に 1回の発生頻度)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下「レベル1の地震・津波」という。)
- (2) 発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下「レベル2の地震・津波」という。)

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・ 南海トラフ側	東海・東南海・南海地震 (1707 年宝永地震、1854 年安 政東海地震、想定東海地震)	南海トラフ巨大地震(2012 年内閣府)(※1)
相模トラフ側	大正型関東地震	元禄型関東地震(※2)

- ※1 南海トラフ巨大地震(2012 年内閣府)の断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。
- ※2 相模トラフ沿いでは約 200~400 年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄関東地震(1703 年)は大正関東地震(1923 年)に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2 の地震・津波と位置付ける。

### 3 地震・津波対策の基本方針

地震や津波などの自然災害は、その発生自体を阻止することは不可能であり、いかなる場合においても、大きな災害に見舞われる可能性があることを認識しておかなければならない。このため、地震や津波の発生時期や規模などあらゆる可能性を考慮しつつ、人命を守ることを最も重視し、ハード・ソフトの両面からできる限りの対策を組み合わせて実施することにより、被害をできるだけ少なくする考え方、いわゆる「減災」を地震・津波対策の基本理念とする。

また、発生した大きな被害をできるだけ迅速に復旧し、被災前の日常生活を早期に取り戻すことは、中長期的な「減災」に結び付くと考えられることから、早期復旧に資する方策もこの方針が目指す対策の範ちゅうとして位置付ける。

# (1)基本目標

- 1 地震・津波から命を守る
- 2 被災後の県民の生活を守る
- 3 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる
- ○レベル1の地震・津波はもとより、レベル2の地震・津波に対しても、ハード・ ソフト両面の対策を組合せ、一人でも多くの県民の命を守ることを第一の基本 目標とする。
- ○地震や津波から命は守れても、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされたり、 自宅は残ったものの、食料や水などの生活に必要な物資が供給されなくなるな ど、多くの県民が被災後に不自由な生活を強いられることが想定される。命が 守られた次の段階では、被災後のこうした事態から**県民の生活を守ることを第 二の基本目標**とする。
- ○さらに、失われた住居や学校、事業所など生活・学習・就労の場を回復させ、 一日も早く元の生活に戻ることができるよう、迅速、かつ着実に復旧、復興を 成し遂げることを第三の基本目標とする。

# (2)減災目標

- ○現行の「地震対策アクションプログラム 2006」は、中央防災会議が平成 17 年 3 月に示した地震防災戦略を踏まえ、「東海地震で想定される死者数の半減(達成時期:平成 27 年度末)」を減災目標としている。
- ○新アクションプログラムにおいては、第4次想定の想定結果などを踏まえ、新 たな減災目標を定めるものとする。
- ○なお、国が新たな地震防災戦略等を示した場合には、必要に応じて減災目標の 見直しを行うものとする。

### 4 対策の基本的な考え方

### (1)共通事項

- ○基本目標を達成するためには、本県が従来から取り組んでいる建築物等の耐震 化や津波からの早期避難など、県民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」の 再確認が重要であり、自らの命は自ら守るという防災の原点に立ち返った対策 の徹底を図る。
- ○「自助」では解決できない課題に対しては、自主防災組織を中心に地域の住民 や事業所、学校などが協力し解決する「共助」の取組を進める。
- ○県は市町と連携・協力し、「自助」、「共助」の取組を最大限後押しするとともに、いわゆる「公助」として「自助」、「共助」では対応できない課題に積極的に取り組み、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、基本目標の達成を目指

すものとする。

○取組を進めるに当たっては、35年余にわたり取り組んできた東海地震対策を基礎とし、東日本大震災の教訓や第4次想定(当面、国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定)を踏まえて行うものとする。

その際、南海トラフ巨大地震で想定されている被害は、第3次想定に比べ、 次のような特徴があることに留意する。

- ・多くの地域で津波の浸水域が拡大し、被害が大幅に増えること。
- ・西日本の全域が被災するような超広域災害となること。
- ・大規模事故や原子力災害などの複合災害、富士山噴火などの連続災害の可能 性を考慮する必要があること。
- ○地震・津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、第4次想定における震度 分布や津波高等の推計結果は、ある程度の幅を持ち、発生する災害が推計結果 を超えることも十分に認識した上で防災対策に取り組むものとする。

# 対策の検討、推進に当たっては、上記のほか、次の事項に留意する。

### (超広域災害)

- ・大きな被害が発生しなかった地域からの支援(以下「広域支援」という。)が本県に届くまでには、これまでの想定を超える日時を要することが推測され、発災直後の救出救助活動や消火活動をはじめ災害応急活動等にこれまで以上の困難が予想されることから、物資や資機材の備蓄を見直すなど、被災地内での一層の自助努力を積み重ねていくものとする。
- ・本県への広域支援が円滑かつ効率的に行われるよう、富士山静岡空港の隣接 地に基幹的広域防災拠点を整備するほか、県内の既存の防災拠点の見直しを 行うなど、県外からの広域支援を受け入れ易い環境の整備・強化に努めるも のとする。
- ・市町や県をまたいだ広域的な避難や避難の長期化も想定する必要があり、広 域避難者や長期避難者に対する情報提供などの支援についても検討する。

### (社会環境の変化)

・第3次想定の策定以降、少子高齢化などの進行に伴い、高齢者をはじめとする災害時要援護者の増加や人口減少により、防災力が低下している地域が見られることから、社会環境の変化を踏まえた、地域防災力の強化並びに災害時要援護者支援に向けた取組を進める。

### (対策の総点検)

・本県が東海地震対策に着手してから 35 年以上が経過しているため、完成・ 完了している対策についても、所期の効果が発揮されるよう現在も維持され ているかなど、原点に立ち返り、総点検する必要がある。

### (防災教育の推進)

・東日本大震災では、地震・津波に対する防災教育の必要性・重要性が改めて認識されたところであり、学校教育の中で児童・生徒に対し体系的かつ継続的な防災教育を行うとともに、レベル2の地震・津波を踏まえた防災訓練に取り組むものとする。

### (企業の防災力の向上)

・本県は、製造品出荷額が全国第3位(平成22年)であるなど、我が国経済の主要な部分を担っている。本県の被災が全国に及ぼす影響を極力抑制するとともに、本県の早期復興のためにも、県内企業の防災力の向上が不可欠である。引き続き県内企業の防災対策や事業継続計画(BCP)の充実・強化を促進するものとする。

# (復旧・復興対策のあり方)

・超広域災害からの復旧・復興にあたっては、人的・物的資源の不足など困難な課題に直面することが予測される。被災者の迅速な避難等を前提とする地震発生直後の初動対応から、広域的な支援を得たスピード感のある復旧・復興までの応急対応シナリオや復旧・復興事業を円滑に進めるために必要な手続を事前に確認してマニュアル化するなどの対策を講じておく必要がある。

# (消費者の自粛行動等による経済的被害)

・災害等に関する情報が社会に伝わる過程で、消費者等に速やかに正確な情報 が伝わらなかった場合、消費者の不信や不安を喚起して自粛行動等を招き、 そのための経済的被害が発生することがある。正確な情報を迅速に分かりや すく周知するなど、こうした被害の発生を防止し、影響を最小限に抑えるた めの対策について検討する必要がある。

### (東日本大震災等の教訓)

- ・新たな対策は、この方針に記載されたもののほか、以下の報告書等を参照し、 第3次想定策定以降、新たに得られた教訓を十分踏まえたものとする。
- ・最新の防災基本計画
- ・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)
- ・中央防災会議 防災対策推進検討会議の「最終報告~ゆるぎない日本の再構築を目指して~」(平成24年7月)
- ・中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの「南海トラフ巨大地震対策について(中間報告)」(平成 24 年 7 月)
- ・関係省庁が公表している報告書等

# (2) 地震対策

○地震の揺れから県民の命を守るには建築物の耐震化が最も基本的な対策である。国が発表した南海トラフ巨大地震の揺れによる人的・物的被害は、第3次想定を上回る数値になっている。本県では、これまでも震度7の揺れに対処できるよう全県で木造住宅の耐震化をはじめ、学校施設や多数の者が利用する建築物等の耐震化、家具等の固定化、避難路沿いの落下危険物の把握やブロック塀等の転倒防止などに取り組んでおり、今後もその取組を着実に推進していく。

# 強い揺れに備えるための対策等については、上記のほか、次の事項に留意する。 (経年劣化)

・現行の耐震基準(以下「新耐震基準」という。)により建設された建築物であっても、新耐震基準施行から 30 年以上が経過しており、橋梁、護岸等の土木構造物等を含めて、経年により耐震性能が劣化していることが懸念される。今後は、建築物や構造物の経年劣化に留意した上で、地震対策に取り組んでいく必要がある。

### (重要な交通インフラ、ライフライン)

・道路、港湾、空港等の交通インフラや、電力、通信、ガス、上下水道等のライフラインは、迅速な初動対応をはじめ災害応急活動には欠かせない機能である。また本県には、首都圏と中京圏、京阪神都市圏とを結ぶ重要な交通インフラが通過しており、被災による経済活動等への影響を最小限とするためにも、交通インフラやライフラインの一層の耐震化を促進するとともに、仮に被災した場合でも早期に機能を回復するよう、BCPの作成等復旧対策を強化していく。

### (長く続く揺れと長周期地震動)

・レベル2の地震では東海地震に比べ揺れの継続時間が長くなることや振動特性が長周期となることが予想され、住民の避難行動を阻害する可能性や、超高層建築物や長大構造物に対する長周期地震動の影響が懸念される。今後はこれらの影響についても留意した上で、地震対策に取り組んでいく。

### (人工改変地・液状化)

・海溝型巨大地震に伴い、盛土造成地等の人工改変地での地盤被害や軟弱地盤 による被害、埋立地などでの液状化被害が非常に広い範囲で発生する懸念が ある。新たな開発とともに既存の施設についても、被害の拡大につながらな いよう十分に配慮する必要がある。

#### (地殻変動)

- ・海溝型巨大地震に伴い大きな地盤の隆起や沈降が発生する。
- ・地盤が降起する地域の港湾や漁港では岸壁や航路の水深が浅くなることを前

提に、港湾・漁港を活用した海からの災害応急活動について検証する必要がある。

・地盤が沈降する地域では相対的に海面が上昇するため、高潮や洪水など水に 起因する災害への抵抗力が小さくなることに留意する。

### (土砂災害)

- ・本県は県土の約65%が山地で、県内を富士川河口断層帯や糸魚川ー静岡構造線などの大規模な地質構造線が横切り、山・がけ崩れが発生しやすい急傾斜地や地すべりの危険性が高い箇所が数多く分布していることから、引き続き、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害対策に取り組む。
- ・過去には安倍川源流部の大谷崩れや富士宮市の白鳥山などで地震の揺れに起 因する大規模な崩壊により河道が閉塞されて「土砂ダム」発生し、これが決 壊して下流部に大きな被害をもたらしていることから、その再発に留意する とともに、崩壊の危険性が高い斜面等を周知するものとする。

### (孤立対策)

・山・がけ崩れ等により域内に通じる道路が寸断され、長期間孤立する可能性 のある集落については、ヘリコプターによる支援が受けられるよう離着陸場 所等を確保するとともに、通信機器やその電源となる非常用発電機等の配備 を進めていく。

### (余震)

・東日本大震災でも明らかなように、海溝型巨大地震の発生直後から激しい余 震活動が続くため、被害の拡大や災害応急活動が滞るおそれがある。余震から被災者や災害応急活動従事者等の安全を確保するための対策に取り組む必 要がある。

### (活断層)

- ・海溝型巨大地震の発生に連動して、内陸の活断層が活動する懸念がある。
- ・内陸の活断層が活動すると、その近くでは強い揺れが発生するとともに、活 断層を挟んで地盤に大きな変位が生じる。そのため、活断層の周辺では建築 物や構造物等に大きな被害が発生するおそれがある。
- ・県内の活断層の位置や分布を県民に周知するとともに、活断層の直上や隣接地では公共施設等の建設は避け、建て替える場合には移転を検討するなど活断層の活動を想定した対策に取り組む必要がある。
- ・なお、活断層を横切る交通インフラ、ライフラインについては、寸断を回避 する観点から、広域的なネットワークを活用した検討も行うものとする。

### (3)津波対策

○国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県の津波高が最大で 33

メートル、浸水域が150平方キロメートルとされるなど、第3次想定を数倍上回る結果となっており、本県の被害が最大となるケースでは、全死者数約114,300人のうち約100,300人が津波によるものと推計されている。こうした津波からいかに県民の命を守るかが本県の防災対策の最大の課題と受け止め、津波対策に重点的に取り組む。

- ○津波から命を守るためには、津波を防ぐ施設の効果に過度に期待することは危険であり、「レベル2の津波」はもとより、「レベル1の津波」に対しても、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難することが最も重要で基本的な対策となる。
- ○本県では、東日本大震災の直後からこうした避難行動を後押しし、支えていくため、市町と連携し、防潮堤等の整備、津波避難計画の策定、津波避難ビルの確保、津波避難マウント(いわゆる命山)や津波避難タワーの整備、津波避難訓練の実施など直ちに実施すべき津波対策(短期対策)に取り組んでいる。今後、第4次地震被害想定の結果を踏まえ、これらの対策の状況を検証し、必要に応じて見直し・強化を行う。
- ○津波を防ぐ施設に関する当面の対応としては、レベル1の津波を防ぐ施設高の確保等を基本に、全県的に、早期の完了を目指して整備を進める。中長期的には、レベル2の津波に対して、ハード、ソフトの対策を組み合わせた「多重防御」によるまちづくりを基本とした対応を図る。これらに併せて、津波の到達時間が短く、背後の低平地に多くの人口・資産を抱えているなどの地理的条件や地域特性を考慮し、津波に対する安全度の一層の向上を図る「静岡モデル」についても検討する。
- ○海岸保全施設等の津波を防ぐ施設については、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点からレベル2の津波に備えて計画高を大幅に高くすることではなく、レベル1の津波に備えることを基本に、越波しても機能が損なわれない粘り強さなどの配慮を加え、整備を進めるものとする。また、津波が遡上する河川においても、同様の考え方で整備を進めるものとする。

# 津波対策の検討、推進に当たっては、上記のほか、次の事項に留意する。 (津波に関する本県の地域特性)

・津波の波源域が本県沿岸の近くにあることから、県内の早い所では数分で津波の第一波が来襲する。第4次想定で示す津波の最大波高と到達時間、浸水域・浸水深など地域ごとの特性を十分踏まえた上で、これまでの津波対策を再点検し、必要な対策を積極的に推進するものとする。

# (津波を防ぐ施設)

- ・レベル1の津波を対象とした施設の整備については、第4次想定による地震 動や津波高の推計結果を踏まえ、施設の高さや耐震性の確保について見直し を行い、レベル1の津波に対して被害を抑止する効果が発揮できるよう整備 を推進する。
- ・レベル2の津波が来襲する場合に備え、津波が施設を乗り越えた場合にも、 粘り強く減災効果が発揮できる構造に改良する。
- ・津波を防ぐ施設は、国の指針等を踏まえ、具体的には、次の二つの対応を基本に整備を進めていく。

区分	整備内容	備考
当面の 対応	○レベル1の津波を防ぐ施設高の確保。	全県的に、早期の完了
	○施設の耐震性の確保(液状化対策等)	を目指して整備を進
	及び津波が施設を乗り越えた場合に	める。
	も粘り強く効果を発揮する構造への	
	改良	



	レベル2の津波に対して、ハード、ソフ	津波防災地域づくり
	トの対策を組み合わせた「多重防御」に	に関する法律等に対
	よるまちづくり。	応した中長期的な取
中長期的	→居住地域の地盤の嵩上げ、命山や津	組
な対応	波避難タワーの設置、津波避難ビル	「内陸フロンティア」
	の指定、二線堤の整備、内陸部への	を拓く取組
	展開等を市町や民間などと連携し	
	て進める。	

・特に津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では、広 範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題がある中で、防災 林や砂丘の嵩上げや補強等を行うことは、津波を減衰させ、到達時間を遅ら せるなどの減災効果があることから、『静岡モデル』として検討する。

区分	整備内容の例	備考
静 岡 モデル	地域の実情を踏まえ、既存の防災林や砂 丘の嵩上げ・補強等による安全度の向上 を図る。	地形的な条件、地域の 合意等の条件が整っ た地域に対して検討 を進める。

・水門・陸閘等においては、閉鎖までの時間を可能な限り短縮する必要があることから、陸閘については可能な限り常時閉鎖化を進めるとともに、河川管

理や港湾・漁港利用者等の利便上常時閉鎖できない水門・陸閘等については、 遠隔操作化・自動化等を関係市町と連携し推進する。

・既に設置されている河口部の水門等については、ゲートが自動落下するなどの機能が保持されるよう、門柱やゲート等の補強による耐震化を推進する。

# (ハザードマップ、津波避難行動計画等)

- ・市町等が作成するハザードマップや津波避難行動計画・マニュアルについては、レベル2の津波にも対応するものとなるよう、第4次想定を基に既存のハザードマップ、津波避難行動計画等を点検し、必要に応じて見直し等を行う。新規に作成する必要がある場合は、早期に作成する。
- ・また、市町等が見直しや新規に作成する際、必要に応じて県はその支援に当たるものとする。

# (住宅の耐震化、家具等の固定)

・最初の強い揺れとともに、わずかな時間で津波の第一波が到達することから、 特に津波の浸水が予想される地域においては、迅速な避難ができるよう地震 の揺れにより倒壊しない住宅にすることや、転倒しないよう家具等の固定を 推進する。

# (津波避難施設、避難路等)

- ・津波避難マウント(いわゆる命山)や津波避難ビル、津波避難タワー等の津 波避難施設については、レベル2の津波に対しても十分な安全性並びに耐浪 性が確保されているか、津波避難ビル等に係るガイドラインなど最新の知見 に基づいた基準により再点検を行い、必要に応じて津波避難ビル等の指定の 見直し等を行う。津波避難施設が不足する地域にあっては、一層の確保に努 める。
- ・津波避難施設の整備については、緊急的な対策としての津波避難タワーの整備などのほか、100年、200年先を見据え、津波避難マウントのような恒久的な避難場所を確保することに努めるものとする。
- ・県民等が安全かつ迅速に避難できるよう、引き続き、避難路の確保・整備や 安全対策を進めるとともに、避難を誘導するための標識等の整備を行う。

# (徒歩避難の原則)

- ・短時間のうちに津波の第一波が到達するという本県の地域特性を踏まえ、迅速に避難を開始するとともに、滞留自動車等による交通支障を回避するため、 徒歩避難を原則とする津波避難体制の構築に努めるものとする。
- ・なお、災害時要援護者の避難等やむを得ず自動車による避難を検討する際には、徒歩避難者の避難行動の妨げとならないようにすることはもとより、地震の揺れや液状化による道路支障、停電による信号機の減灯や鉄道の遮断機の停止等様々な支障が発生することを十分考慮するものとする。

・津波浸水想定区域内や沿岸部を走行中の自動車利用者の津波避難のあり方について、地域の地理的な特性や走行中の道路が避難路であるかなどの状況を踏まえ、速やかな避難を実現するための情報提供や啓発などと併せて検討するものとする。

### (率先避難の意識の醸成)

- ・津波対策の基本は、県民の主体的な避難であることから、県民一人ひとりが 率先して避難する意識を醸成していくことが重要である。あらゆる機会をと らえて、県民に津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を周知する とともに、津波防災意識が次世代に継承されるよう学校での津波防災教育の 徹底に努める。
- ・県民等の津波に備える避難意識の向上に資するため、海抜表示や想定浸水域、 避難誘導のための表示板等の設置を推進する。

### (情報伝達)

- ・津波警報、避難勧告等の津波避難に関する情報は、命に直結する重要な情報である。同報無線、防災ラジオのほか、携帯電話などを活用し、伝達手段の 多重化、多様化を図るとともに、伝達する内容についても、迅速・的確な避 難行動に結びつくよう、あらかじめ検討しておくものとする。
- ・走行中の自動車に対しては、防災行政無線が聞き取りにくいなどの特性を考慮し、道路情報板等を活用した情報伝達を検討するとともに、走行中の道路 の津波災害リスク(津波浸水想定等)や避難場所等に関する情報を伝達する 手段についても検討するものとする。

#### (津波避難訓練)

・県民の主体的な津波避難行動を促進するためには、日ごろの防災訓練などにより、住民一人ひとりに必要な津波避難行動が定着していることが重要である。引き続き、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。

### (災害対応の拠点となる施設)

・発災時に災害対応の拠点となる行政関連施設、学校、病院等の施設については、レベル2の津波が来襲した場合であっても、重大な被害を受けることなく、その機能が損なわれないことが重要である。第4次想定によるレベル2の津波の浸水深等に基づき既存の施設、設備の安全性の点検を行うとともに必要に応じて、建築物の耐浪化、代替施設の確保などを進める。特にその必要性が高い施設については、計画的な移転の検討などを行うものとする。

#### (福祉・医療施設等)

・災害時要援護者が起居し、又は利用する社会福祉施設、病院等の福祉・医療 施設等については、レベル2の津波に対する安全性を確保することが望まれ る。施設ごとに第4次想定による浸水深等に基づき既存の津波避難計画等を 点検するとともに、必要な見直しを行う。新規に作成する必要がある場合は、 早期作成を目指す。なお、津波避難訓練の実施に当たっては、地域住民や自 主防災組織等との連携に努める。また、建築物の耐浪化などに努めるほか、 特にその必要性が高い施設については、計画的な移転の検討などを行うもの とする。

# (2次災害の防止)

- ・東日本大震災で発生した津波火災に見られるように、危険物の漏洩等が住民 等に思わぬ被害を及ぼすことがある。毒性物質等を含む危険物を保管する施 設における津波対策の強化を促進するなど、2次災害の防止に向けた取組を 進めるものとする。
- ・津波によって打ち寄せられたガレキ等の漂着物が消火活動を困難にさせ、火 災の延焼を拡大させる懸念がある。津波火災の発生や延焼拡大のリスクを少 しでも軽減させるため、危険物施設等の津波対策や漂流物による被害防止対 策を促進する。

# (漂流物による被害)

- ・津波が臨海都市部の港湾・漁港や市街地に来襲した場合、船舶や木材等の漂流物が津波とともに海域・陸域を漂流し、津波波力だけでなく、漂流物の衝突力が加わることによって建築物や構造物を破壊し、被害を拡大することが懸念される。
- ・建築物や構造物の耐浪性を確保するとともに、漂流物を副次的に防御する対策なども検討する必要がある。

### (津波による集落の孤立)

・伊豆半島など山地が海に迫った地域においては津波によって沿岸部の道路が 途絶することにより、沿岸部の集落が孤立するおそれがある。ヘリコプター はもとより、接岸可能な舟艇等を活用した災害応急活動についても検討して おく必要がある。

### (津波災害に強い地域づくり)

- ・津波防災地域づくりに関する法律を活用し、市町による推進計画の作成や、 警戒避難体制の整備を行う津波災害警戒区域、一定の建築物の建築及びその ための開発行為の制限を行う津波災害特別警戒区域の指定等を、地域の実情 に応じ適切かつ総合的に組み合わせるなど、津波災害に強い地域づくりを進 める。
- ・短時間のうちに来襲する津波から避難することが困難な地域の中には、予防 的に高所に移転することを検討しているところがある。県は市町と連携して こうした取組を支援していく。
- ・津波の浸水が予想される沿岸地域では避難用の高台や防災公園などを配置し

# (4)「内陸のフロンティア」を拓く取組

- ○本県は、安全・安心で魅力ある"ふじのくに"の実現を目指す「内陸のフロンティア」を拓く取組の全体構想を策定し、県・市町の連携・協力により推進している。この構想の基本目標の一つは、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた「防災・減災機能の充実・強化」である。新東名高速道路等の高規格幹線道路を活用し、内陸高台部に津波の心配のない先進地域を築く。一方、臨海都市部では防災・減災対策を進める。さらに両地域間を結ぶ地域連携軸を形成し、連携と相互補完による均衡ある発展を目指す。
- ○構想に掲げる「防災・減災機能の充実・強化」の具体策として、内陸高台部においては、危機管理体制の強化のため、「命の道」である新東名高速道路等を活用する。また、災害に強い地域基盤の整備のため、道路防災対策等を実施する。一方、臨海都市部においては、危機管理体制の強化のため、既存施設を活用した避難先を確保する。また、災害に強い地域基盤の整備のため、河川・海岸・港湾・漁港における地震・津波対策を推進する。さらに、富士山静岡空港に基幹的広域防災拠点を整備し、高規格幹線道路を背軸とした内陸高台部と臨海都市部を結ぶ交通ネットワークの整備等により、連携軸の形成を進める。
- ○この構想の実現に向け、地域の課題解決に当たって規制緩和等を必要とする取組については、総合特区制度を活用するとともに、津波等の災害から地域を守るため、県内に広がりつつある住民や県民の発意による自主的な取組を支援していく。

### (5) 複合災害対策、連続災害対策(原子力防災対策、富士山火山防災対策)

- ○地震・津波に伴い他の災害が発生したり、地震・津波の前後に連続して他の災害が発生した場合、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になることから、新たにこうした複合災害、連続災害への取組が必要となっている。
- ○東京電力㈱福島第一原子力発電所事故を踏まえ、浜岡原子力発電所にかかる防災対策の見直しを行っているところであるが、この事故の重要な教訓の一つは、地震・津波により原子力災害が起きる可能性を想定外にしてはならないということである。新たな原子力災害対策指針(平成24年10月)等を踏まえ、地震・津波災害との複合災害の可能性も考慮した原子力防災対策に取り組む。
- ○富士山は、1707年宝永東海地震の49日後に発生した宝永噴火以降、300年以上にわたり噴火した記録がない。しかしながら、2000年(平成12年)から2001年(平成13年)にかけて山頂北東側の直下で低周波地震が頻発したほか、

観測開始以来30年以上にわたって断続的に低周波地震が観測されていること、2008年(平成20年)8月頃~2010年末や2011年9月以降には地下深部の膨張傾向を示すと考えられる地殻変動が観測されるなど、活火山としての挙動が確認されている。近隣で起きる大規模地震と富士山噴火の関係は、必ずしも科学的に解明されているわけではないが、海溝型巨大地震に前後して富士山が噴火する場合も想定し、可能な限り被害を軽減するための火山防災対策に取り組む。

# 5 新アクションプログラムについて

# (1) この方針と新アクションプログラムの関係

○この方針に示した「地震・津波対策の基本方針」と「対策の基本的な考え方」 に基づき、具体的な対策を取りまとめた新アクションプログラムを策定する。

# (2) 新アクションプログラムの位置づけ、構成等

- ○新アクションプログラムは、現行の「地震対策アクションプログラム 2006」 及び「ふじのくに津波対策アクションプログラム (短期対策編)」を全面的に 見直し、新たな行動目標として策定する。
- ○新アクションプログラムの構成等は、下表のとおりとする。

区分	内 容
構成	津波対策の中長期対策も含め、本県が今後取り組む
	地震対策及び津波対策の全体像を網羅したものと
	し、次の内容から構成する。
	<ul><li>基本方針(基本目標、減災目標等)</li></ul>
	・地震対策及び津波対策のアクション(アクション
	名、目標指標、数値目標、達成年度等) など
対象とする地震・津波	レベル1及びレベル2の地震・津波
対策の段階	平時の予防から災害応急、復旧・復興まで
対策の主体	「自助」・「共助」・「公助」の観点から、県が実施主
	体となるアクションはもとより、市町、県民、事業
	所等が実施主体となるアクションについても可能な
	限り盛り込む。
計画期間	平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間
数値目標等の設定	原則として各アクションが目指す姿を目標指標、数
	値目標とその達成年度として示すものとする。

# (3) 新アクションプログラムの施策体系

○この方針で定める3つの基本目標の達成に向け、11の分野で施策展開を図るものとする。

# I 地震・津波から命を守る

- 1 建築物等の耐震化を進めます
- 2 命を守るための施設を整備します
- 3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します
- 4 医療救護体制を強化します
- 5 県民への災害情報伝達体制を強化します
- 6 複合災害・連続災害対策を強化します
- 7 地域の防災体制を強化します

# Ⅱ 被災後の県民生活を守る

- 8 避難生活の支援体制を充実します
- 9 緊急物資等を確保します
- 10 災害廃棄物などの処理体制を確保します

# Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

11 被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます